



2023年4月21日

各位

会社名 株式会社DDホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 松村 厚久  
(コード番号：3073 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役 グループ経営管理本部長 斉藤 征晃  
電話番号 03-6858-6080 (代表)

### 商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月21日開催の取締役会において、下記のとおり、商号変更および定款の一部変更について、本年5月26日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 商号変更について

##### (1) 商号変更の理由

当社グループを取り巻く経営環境は急激に変化しており、グループの総合力を強化・発展させる体制構築が急務となっております。こうした状況のもと、各事業の経営管理を主体とした持株会社体制から、各事業で保有する経営資源の相互活用、イノベーション創発の支援を強化する持株会社体制への変革を企図しており、現行定款第1条（商号）を「株式会社DDホールディングス」から「株式会社DDグループ」に変更するものであります。

##### (2) 新商号

株式会社DDグループ（英文名 DD GROUP Co., Ltd.）

##### (3) 変更予定日

2023年6月1日

※本商号変更は、本年5月26日に開催予定の第27回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

- ①上記1に記載の商号変更を行うため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。
- ②当社の連結子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
- ③当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいりました。今般の、取締役会における重要な業務執行の決定を取締役へ委任することで意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の軸足をグループ経営の監督に移していくこと、また監査等委員が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能の強化を図ること等を目的として、2023年5月26日開催予定の当社第27回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ④取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、引き続き一部の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能としつつ、現行定款第 29 条第 2 項を変更案第 29 条第 2 項のとおり変更することで監査等委員もその対象に含まれることを明確にしたものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑤資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第 38 条として新設するものであります。
- ⑥その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更内容

変更内容は別紙のとおりであります。

## (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	: 2023 年 5 月 26 日 (予定)
定款変更 (商号変更を除く。) の効力発生日	: 2023 年 5 月 26 日 (予定)
商号変更の効力発生日	: 2023 年 6 月 1 日 (予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社DDホールディングス</u>と称し、英文では <u>DD Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1.～13.&lt;条文省略&gt;</p> <p>14. <u>倉庫業</u></p> <p>15.～33.&lt;条文省略&gt;</p> <p>第3条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条&lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社DDグループ</u>と称し、英文では <u>DD GROUP Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1.～13.&lt;現行どおり&gt;</p> <p>14. <u>コンテナ販売およびコンテナ賃貸業</u></p> <p>15.～33.&lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条&lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第9条 当社は、<u>取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条&lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p>

第 10 条～第 12 条<条文省略>

第 2 章の 2 A 種優先株式

第 12 条の 2～第 12 条の 9 <条文省略>

第 3 章 株主総会

第 13 条～第 18 条<条文省略>

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

<新設>

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②～③<条文省略>

<新設>

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

<新設>

第 9 条～第 11 条<現行どおり>

第 2 章の 2 A 種優先株式

第 11 条の 2～第 11 条の 9 <現行どおり>

第 3 章 株主総会

第 12 条～第 17 条<現行どおり>

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 10 名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は 3 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

②～③<現行どおり>

④ 会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

<削除>

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後

<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②&lt;条文省略&gt;</p> <p>③ 当社は取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>②&lt;現行どおり&gt;</p> <p>③ 当社は取締役会の決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な</u></p>
--	--

<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>②&lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条&lt;条文省略&gt;</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行を担当しない取締役（社外取締役を含む。）</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い</p>	<p><u>業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>②&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</p>
---	---



第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 1,200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<新設>

<新設>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。



<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日  前までに各監査等委員に対して発する。ただし、  緊急の必要があるときは、この期間を短縮する  ことができる。</u>  ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集  の手続きを経ないで監査等委員会を開催する  ことができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わるこ  とができる監査等委員の過半数が出席し、出席  した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要  領およびその結果ならびにその他法令に定める  事項については、これを議事録に記載または記  録し、出席した監査等委員がこれに記名押印ま  たは電子署名する。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令また  は本定款のほか、監査等委員会において定める  監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が、  <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条&lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が、  <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 37 条&lt;現行どおり&gt;</p>

<p><u>(期末配当金)</u>  <u>第 43 条 当社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u>  <u>第 44 条 当社は取締役会の決議によって毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という）をすることができる。</u></p> <p><u>(期中配当)</u>  <u>第 45 条 前二条のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第 46 条&lt;条文省略&gt;</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  <u>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u>  ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u>  ③ <u>前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 40 条&lt;現行どおり&gt;</p>

<p>&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第1条 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関して、監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの会社法第427条第1項所定の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第2条 定款第1条（商号）の変更は、2023年6月1日に効力が生じるものとする。なお、本条の規定は、定款第1条（商号）の変更の効力発生日後にこれを削除する。</u></p>